

# 建築士法第27条の2第7項に基づく

## 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」



平成27年6月25日に改正建築士法が施行されました。  
管理建築士の責務が次のように明確化されています。

- 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括する。
  1. 受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定
  2. 受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置
  3. 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成
  4. 建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

建築士事務所の開設者は上記の技術的事項に関する管理建築士の意見を尊重することが求められます。



このため開設者と管理建築士は社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められます。



しかしながら、現行では「管理建築士講習」(法定講習)は1回のみ受講・修了で終身有効となっており、建築士でない開設者に対しては受講義務はありません。



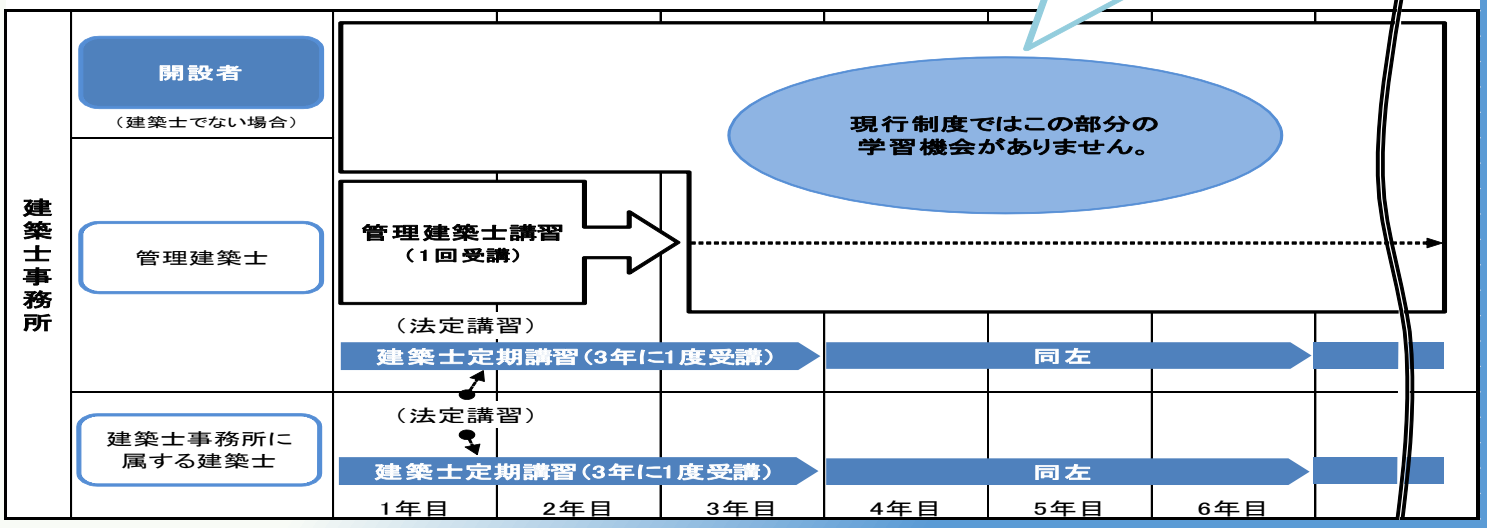
「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」は建築士事務所の運営・管理を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっております。5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することを是非ともお勧めいたします。

### 【本研修会の位置付けについて】

- 目的: 開設者・管理建築士としての継続的な資質の維持向上
- ・ 研修会の講義内容
  - ① 基礎編 → 法令・品質管理等の重要事項
  - ② 実務編 → 持続的経営やリスク等の実務関連事項

### 【対策】

定期的な法令・技術等の学習のため、本研修会の受講が有効



【お問い合わせ先・申込先】 一般社団法人群馬県建築士事務所協会

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-23-7

TEL.027-255-1333, FAX. 027-255-1066 URL: <http://sekkei-gunma.weblogs.jp/>

